

【表紙】	
【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【事業年度】	第37期（自2024年4月1日至2025年3月31日）
【会社名】	S Bテクノロジー株式会社
【英訳名】	SB Technology Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 阿多 親市
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03-6892-3050
【事務連絡者氏名】	財務経理部 猪野 良裕
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03-6892-3050
【事務連絡者氏名】	財務経理部 猪野 良裕
【提出子会社名】	サイバートラスト株式会社
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 北村 裕司
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2023年9月31日現在

区分	株式の状況								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その 他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株 式数 (株)	-	-	-	2	-	-	-	2	-
所有株 式数の 割合 (%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(2)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
ソフトバンク(株)	東京都港区海岸一 丁目7番1号	2	100.00
計	-	2	100.00

2【役員の状況】

2025年3月31日現在

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (株)

代表取締役 社長執行役 員 兼 CEO	阿多 親市	1958年9 月28日	1998年1月 マイクロソフト(株)(現 日本マ イクロソフト(株))常務取締役 2000年5月 同社 代表取締役社長 2003年8月 ソフトバンクBB(株)(現 ソフト バンク(株))常務取締役 2005年6月 ビートラステッド・ジャパン (株)(現 サイバートラスト(株)) 代表取締役社長 兼 CEO 2006年4月 ボーダフォン(株)(現 ソフトバ ンク(株))専務執行役 情報シ ステム・CS統括本部長 2006年6月 日本テレコム(株)(現 ソフト バンク(株))取締役 2007年6月 ソフトバンクテレコム(株)(現 ソフトバンク(株))専務執行役 員 兼 CISO 情報システム・ CS統括 2007年6月 ソフトバンクBB(株)(現 ソフト バンク(株))取締役専務執行 役員 兼 CISO 情報システ ム・CS統括 2010年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))取締役専務 執行役員 兼 CISO 情報シ ステム・CS統括 2012年4月 当社 最高経営責任者 (CEO)(現任)執行役員 2012年6月 当社 代表取締役社長(現 任) 2012年6月 サイバートラスト(株) 取締役 会長 2013年6月 フォントワークス(株) 取締役 2014年8月 ミラクル・リナックス(株)(現 サイバートラスト(株))取締役	(注1)	-
------------------------------	-------	----------------	--	------	---

			2015年7月 アソラテック(株) 取締役(現任)		
			2016年6月 フォントワークス(株) 代表取締役社長		
			2017年10月 サイバートラスト(株) 代表取締役社長		
			2018年4月 同社 取締役会長		

取締役 副社長執行 役員 兼 CSO 兼 事 業統括	佐藤 光浩	1962年9 月16日	1986年4月 アベソフトウェア(株)(現 アベ イズム(株))入社 1991年1月 ソフトバンク(株)(現 ソフトバ ンクグループ(株))入社 1998年8月 当社 入社 2000年12月 当社 執行役員 2009年10月 当社 執行役員 Webビジネ スサービス事業部長 2010年6月 当社 取締役(現任) 2012年5月 M-SOLUTIONS(株) 代表取 締役社長 2012年6月 当社 執行役員 兼 CTO 兼 CISO 兼 Research & Business Development 推 進本部長 2013年6月 フォントワークス(株) 取締役 2014年3月 サイバートラスト(株) 取締役 2015年10月 当社 常務執行役員 兼 CSO 兼 技術統括 兼 PM パートナー本部長 2016年6月 ミラクル・リナックス(株)(現 サイバートラスト(株))取締役 2016年12月 (株)環 代表取締役社長 2018年4月 当社 副社長執行役員 兼 CSO 兼 技術統括 2019年4月 当社 副社長執行役員 兼 CSO 2019年6月 M-SOLUTIONS(株) 取締役 2020年7月 (株)電縁 取締役(現任)	(注1)	-
--	-------	----------------	---	------	---

			2021年4月 アイ・オーシステムインテグ レーション(株) 取締役 2021年6月 (株)環 取締役(現任) 2022年4月 当社 副社長執行役員 兼 CSO 兼 事業統括		
--	--	--	--	--	--

取締役	藤長 国浩	1970年9月26日	1994年5月 エイチ・アール・オーサカ(株) (現 (株)ホライズン・ホテルズ)入社 2000年10月 ソフトバンクネットワークス(株)(現 ソフトバンク(株))入社 2006年4月 日本テレコム(株)(現 ソフトバンク(株))出向 事業統括インターネット・データ事業本部エンゲージメントマネジメント本部EM第1部部長 2010年5月 同社 営業統括 法人第二営業本部 第一営業統括部統括部長 2014年5月 同社 営業・事業統括 法人第二営業本部 副本部長 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))法人事業統括 法人第二営業本部本部長代行 2015年7月 ソフトバンク(株) 執行役員 法人事業統括 法人第二営業本部本部長 2016年4月 同社 執行役員 法人事業統括法人事業戦略本部本部長 2016年9月 SBI FinTech Incubation(株) 取締役 2018年7月 ソフトバンク(株) 常務執行役員 法人事業統括法人事業戦略本部本部長 2018年7月 インキュデータ(株) 取締役(現任) 2019年6月 (株)オファーズ 取締役 2020年3月 Cinarra Systems, Inc. 取締役(現任) 2020年4月 ソフトバンク(株) 常務執行役	(注1)	-
-----	-------	------------	--	------	---

			員 法人事業統括事業戦略、マーケティング担当 2020年6月 エアトラスト(株) 取締役 2021年4月 ソフトバンク(株) 常務執行役員 法人事業統括副統括 2023年6月 ソフトバンク(株) 専務執行役員 法人事業統括付 2023年6月 当社 取締役 2023年7月 Treasure Data, Inc.取締役(現任) Generative AX(株)(現 Gen-AX(株))取締役(現任) 2024年4月 ソフトバンク(株) 専務執行役員 法人副統括(現任) 2024年6月 SBC & S(株) 取締役(現任)		
--	--	--	---	--	--

取締役	牧園 啓市	1968年3月26日	1990年4月 エス・アンド・アイ(株)入社 1999年1月 日本シスコシステムズ株式会社(現シスコシステムズ(合))入社 2002年1月 ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株))入社 2003年6月 BBIX(株) 取締役 2004年12月 ソフトバンク(株) 執行役員 2007年2月 ビー・ビー・バックボーン(株) 取締役 2013年6月 ソフトバンク(株) 常務執行役員 2013年7月 Wireless City Planning(株) 執行役員 2014年11月 Wireless City Planning(株) 取締役 BBIX(株) 代表取締役社長 BBIX SINGAPORE PTE. LTD. Director BBIX HONG KONG PTE. LTD. Director 2016年10月 SB イノベンチャー(株) 取締役 2018年4月 LINE モバイル(株) 取締役 2018年6月 ソフトバンク(株) 常務執行役員 兼 CIO 2018年10月 BBIX USA, Inc. CEO BBIX Europe B.V. Managing Director 2020年3月 Cinarra Systems, Inc. Director (現任) 2021年7月 BBIX(株) 取締役(現任) 2023年6月 ソフトバンク(株) 専務執行役員 兼 CIO (現任) 2023年7月 Generative AX(株) (現 Gen-AX(株))取締役	(注1)	-
-----	-------	------------	--	------	---

			2024年 7月 Gen-AX(株) 取締役 CIO 兼 CISO (現 任)		
			2024年 8月 Wireless City Planning(株) 取締役 兼 COO (現任)		
			2024年 10月 当社 取締役 (現任)		

取締役	野田 真	1970年10月26日	1993年4月 住友商事(株) 入社 1999年10月 (株)デジタルクラブ(現 ソフトバンク関連会社) 入社 2002年7月 ソフトバンクBB(株)(現 ソフトバンク(株)) 2013年 6月 ソフトバンクモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))技術第一統括 モバイル・ソリューション本部 本部長 2015年 1月 Sprint Corporation 出向 Director, RF Optimization PJ Engineering 2017年 4月 ソフトバンク(株)テクノロジーユニット モバイル技術統括 モバイルネットワーク本部 本部長 2017年 4月 Wireless City Planning(株) モバイルネットワーク本部 本部長 2017年 6月 Wireless City Planning(株) 取締役 2018年 7月 ALES(株) 代表取締役社長(現任) 2020年 4月 ソフトバンク(株)テクノロジーユニット モバイル技術統括 5G & IoTソリューション本部 本部長 2021年 7月 ソフトバンク(株) 執行役員 法人事業統括 ソリューション・クラウドエンジニアリング/ICTオペレーション担当 2022年 6月 (株)IDCフロンティア 取締役(現任) 2023年 6月 ソフトバンク(株) 常務執行役員 法人事業統括付 法人エンジニアリング担当(現任) 2023年 9月 (株)AXSEED 取締役(現任) 2024年 10月 当社 取締役(現任)	(注1)	-
-----	------	-------------	---	------	---

常勤監査役	上野 光正	1952年11月9日	1978年10月 昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 1982年1月 公認会計士登録 1985年8月 KPMGアムステルダム事務所 出向駐在 1989年10月 アーンスト・アンド・ヤング サンフランシスコ事務所 出向駐在 2002年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2008年10月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)常務理事 2009年7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株(現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株)代表取締役 COO 2015年6月 当社 常勤監査役(現任) 2015年6月 (株)富士通ビー・エス・シー (現 富士通株)監査役 2016年2月 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会 監事 2016年6月 (株)富士通ビー・エス・シー (現 富士通株)取締役監査等委員 2020年6月 アルヒ株 監査役	(注2)	-
-------	-------	------------	--	------	---

監査役	内藤 隆志	1964年5月30日	1989年4月 日本国際通信(株) 入社 2005年4月 日本テレコム(株)(現 ソフトバンク(株))財務本部 事業計画部 部長 2005年10月 同社 財務本部 経理部 部長 2007年4月 同社 財務本部 経理統括部 統括部長 2008年4月 同社 財務本部 経理統括部 統括部長 兼 内部統制室 室長 2009年4月 ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)(いずれも現ソフトバンク(株)、以下総称して「通信三社」)購買本部 本部長代行 2010年4月 通信三社 購買本部 本部長 2010年7月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))財務経理本部 本部長 2010年8月 (株)ウィルコム(現 ソフトバンク(株))管財人代理 2012年7月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))執行役員 財務経理本部 本部長 2013年7月 (株)ウィルコム(現 ソフトバンク(株))執行役員 兼 CFO 兼 財務統括 統括担当代行 2014年4月 ソフトバンク(株)(現 ソフトバンクグループ(株))経営企画、海外シナジー推進統括 経営企画部 部長補佐 2016年6月 SBプレイヤーズ(株) 監査役(現任)	(注2)	-
-----	-------	------------	--	------	---

			2018年3月 ソフトバンク㈱ 執行役員 財務統括 財務経理本部 本部長 兼 財務統括 上場 準備室 執行役員室長 2018年6月 当社 監査役(現任) 2019年7月 ソフトバンク㈱ 執行役員 財務統括 財務経理本部 本部長(現任) 2021年4月 Aホールディングス㈱ 監査 役 2024年5月 ソフトバンク㈱財務統括 CFO補佐 兼 財務経理本 部 エグゼクティブアカウン ティングアドバイザー(現 任)		
--	--	--	--	--	--

(注1) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(注2) 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】

1【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本等変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

4【個別注記表】

会社法の規定に基づく個別注記表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

5【事業報告】

会社法の規定に基づく事業報告の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

6【附属明細書】

会社法の規定に基づく附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月4日

SBテクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

石川航史

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月4日

SBテクノロジー株式会社

常勤監査役	上野光正	殿
監査役	内藤隆志	殿

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	石川航史
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上